

(介護予防) 特定施設入居者生活介護ケアハウス白寿荘西 利用料金表 (月額)

平成17年10月改正(20年4月から適用)

毎月の利用料は入居者の前年の収入に応じ、国で定められた下記の階層区分(事務費・生活費・管理費の合計金額)により徴収されます。

- ★ サービスの提供に要する費用(事務費)・・・施設の一般管理費および人件費などに充当されます。
- ★ 生活費・・・食事代(三食提供)・入浴代・共用部分の光熱水費・保健衛生費などに充当されます。
- ★ 居住に要する費用(管理費)・・・家賃として施設整備費に充当されます。

利用料については、厚生労働省の通達に基づいており、料金改正に伴って改訂もありますので、ご了承下さい。

対象収入による階層区分		事務費 本人負担額	生活費	管理費	合計
1	1,500,000 円以下	10,000 円	44,810 円	9,900 円	64,710 円
2	1,500,001 円 ~ 1,600,000 円	13,000 円	//	//	67,710 円
3	1,600,001 円 ~ 1,700,000 円	16,000 円	//	//	70,710 円
4	1,700,001 円 ~ 1,800,000 円	19,000 円	//	//	73,710 円
5	1,800,001 円 以上	19,400 円	//	//	74,110 円

- (注1) この表における「対象収入」とは、前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税、社会保険料、医療費等を控除した後の収入をいいます。
収入の申告は、入居後毎年手続きが必要です。
- (注2) 生活費については、冬期間(11月から3月までの5ヶ月間)の暖房費として毎月6,630円加算されます。
- (注3) 居室で使用される電気、水道、電話等の代金は各人でご負担いただきます。
- (注4) ご夫婦で入居される場合の事務費は、ご夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれの対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合は、上記表の額から30%減額した額とします。
- (注5) 特定施設入居者生活介護を利用される方については、上記表の金額の他「特定施設入居者生活介護費」(別紙)をご負担いただきます。

(別紙)

平成21年4月1日から適用

〔特定施設入居者生活介護費〕 ※1日あたり

区分	基本料	基本料(本人負担分)①	本人負担分(30日分)
要支援 1	2,030円	203円	6,090円
要支援 2	4,690円	469円	14,070円
要介護 1	5,710円	571円	17,130円
要介護 2	6,410円	641円	19,230円
要介護 3	7,110円	711円	21,330円
要介護 4	7,800円	780円	23,400円
要介護 5	8,510円	851円	25,530円

〔加算〕

- 夜間看護体制加算(1日) 10円
「重度化対応指針」(別紙)を策定したうえで、看護職員との24時間連絡体制をとり、夜間の緊急時においても医療機関と連携して対応を図るための加算です。
- 医療機関連携加算(1月) 80円
看護職員が利用者ごとの健康状態を継続的に記録し、利用者の同意を得て、主治医・協力医療機関に対して月に1回以上情報提供を行うための加算です。

<利用者負担額>

ケアハウス料金表(月額) + (①×ご利用日数) + 加算 = 1ヶ月分のご負担金額
〔対象収入による階層〕
〔区分合計額〕

- ※ 金銭管理をご希望される方は、1日25円ご負担いただきます。
- ※ オムツ使用の方については、オムツ代は各自でご負担いただきます。

加算の説明

サービス提供体制強化加算

施設職員の総数のうち、介護福祉士の割合が半数以上の場合に全入所者に対し加算されます。

日常生活継続支援加算

施設入所者のうち介護度の高い方や認知症の方の割合が多く、それに対し規定の介護福祉士が配置され介護を行っている場合に全入所者に対し加算されます。

夜勤職員配置加算（Ⅱ）

夜勤を行う介護職員・看護職員の数が最低基準を一人以上上回っている場合に全入所者に加算されます。

看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）

看護師の配置と夜間における24時間連絡体制の確保等を満たす場合に全入所者に対し加算されます。

栄養マネジメント加算

管理栄養士を配置し、入所者の栄養状態を把握し他職種の方が共同して、入所者ごとの摂食機能に配慮した栄養ケア計画を作成した場合に加算されます。

療養食加算

厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合に加算されます。

経口維持加算

摂食機能障害があり誤嚥が認められる入所者に対して他職種協働により摂食・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成し、その計画に従い特別な管理を行った場合に加算されます。

著しい誤嚥が認められるもの（造影撮影または内視鏡検査により判定）→経口維持加算Ⅰ

誤嚥が認められるもの（水のみテストなどによる医師の確認により判定）→経口維持加算Ⅱ

精神科医療指導加算

精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合に全入所者に加算されます。

入院・外泊時費用加算

入所後に入院、または外泊された場合に最大12日間加算されます。

初期加算

入所されてから最初の30日間に加算されます。

入所後一ヶ月以上の入院後に再入所された場合に30日間加算されます。

看取り介護加算

医師が終末期にあると判断した入所者に対して医師、看護師、介護職員が共同して、本人又は家族等の同意を得ながら、看取り介護を行った場合に、30日を限度として加算されます。

看取り介護加算（Ⅰ）→死亡日以前4日以上～30日以下

看取り介護加算（Ⅱ）→死亡日の前日・前々日

看取り介護加算（Ⅲ）→死亡日

退所前後訪問相談加算

入所者の退所に先立ち、入所者が退所後に生活する居宅を訪問して退所後の居宅サービスなどについて相談援助を行った場合に加算されます。

退所時相談援助加算

入所者の退所時に入所者及び家族に対し保健、医療、福祉サービス等の相談援助を行い、かつ、入所者の同意を得て、市町村などに対して居宅サービスを利用するにあたり必要な情報を提供した場合に加算されます。

退所前連携加算

入所者の退所に先立って指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携して、退所後の居宅における居宅サービスの利用上必要な調整を行なった場合に加算されます。